

豊川市監査公表第28号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月29日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（豊川市民病院・庶務課、医事課、経営企画室、臨床研修センター、医療安全管理センター、地域連携センター）

監査実施期間 平成28年11月 7日から
平成29年 1月26日まで

豊川市監査公表第18号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 医療器械及び備品の購入に係る指名競争入札を実施するにあたり、1者からの見積徴収及び個別協議により、予定価格を設定しているが、市に準じて、複数者からの見積によって、予定価格を決定されるよう改善されたい。</p> <p>2 医療器械及び備品購入の取扱について、市民病院器械備品機種選定委員会設置要綱及び市民病院器械備品購入事務取扱要領に基づき、購入機種の選定を行っているが、この要綱及び要領に協議内容等の記載がなく、委員会の任務及び機種を選定する事務手順が不明確であるため、改正されたい。</p>	<p>1及び2</p> <p>市民病院器械備品機種選定委員会設置要綱及び市民病院器械備品購入事務取扱要領について平成29年4月1日付で改正しました。</p> <p>要綱においては、委員会の調査審議事項として、「医療機器等の仕様、規格、性能、経済性等に関する事項」「競合する器械備品等に関する事項」「機種及び銘柄の選定又は使用材、物品等の指定を行う理由の客観性に関する事項」「その他機種の選定に関し必要と認める事項」と定めました。</p> <p>要領においては、「500万円未満の器械備品であっても要綱に定めた機種選定委員会の調査審議事項に準じて選定を行うこと」「予定価格の設定において複数社からの見積によるとともにベンチマーク情報を活用すること」と定めました。</p> <p>改正後の要綱及び要領に沿って、今後の購入事務を実施してまいります。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年5月23日現在のものである。